

所長コメント



1月末に関わっている某農協の旅行で、九州新幹線で鹿児島に行ってきました。広島から2時間半で鹿児島に着く。山陰の松江に行くより早い。初めて乗った九州新幹線でしたが、4列シートで、木目調の室内、間接照明を使って広々とした洗面所など快適でした。

桜島では噴煙の歓迎を受け、空からパラパラと灰も降ってきました。地元の人に聞くと風向きによっては洗濯物が干せなくなるそうです。

写真は陸軍の特攻隊基地知覧を訪れてしみみとした後寄った、知覧武家屋敷のワンショットです。あいにくの曇天できれいな写りではありませんが、3年前にあった大河ドラマの篤姫に出てきそうな武家屋敷の街並みです。堅牢な石垣で囲まれ、道は普段通るには十分の広さがあるが、馬に乗って攻め込むには狭く、鋭角に曲がっているので勢いをそぐ。門をくぐっても、必ず石堀が屏風のように塞ぎ、奥は見渡せない。しかし中に入るとご覧のような庭園が広がる。枯山水のような庭であるが、どこことなく本州の庭とは趣が異なり、琉球の香りが漂う。土が火山灰のように黒々としており、草木もやや異なる。この地域は常に台風を意識した家、街造りが行われている。明治維新の立役者である西郷隆盛や大久保利通、小松帯刀(たてわき)など、このような庭を眺めていたことだろうか。



社長の仕事 税理士 大場史郎

130年の歴史を持つイーストマンコダックが倒産の危機に面している。デジタルカメラが世に出る前は、写真のフィルムは黄色い箱のコダックか、緑の箱の富士フィルムの二通りだった。デジタル化という波が今までのドル箱である銀塩フィルム市場を加速度的に収縮させてしまった。この時代の大転換にシェアを二分していた両社は屋台骨を揺らすような危機に直面した。

富士フィルムは当時すでに潤沢なキャッシュフローで、経営の多角化を図っていた。ゼロックスと日本で富士ゼロックスというコピーをはじめとする事務機器の会社を1962年に立ち上げていた。デジタル化の波が襲った2000年に社長に就任した古森重隆氏は危機感を抱き、次の成長分野として富士ゼロックスの持ち株割合を引き上げ、75%に持っていった。現在連結売上上の4~5割を子会社の富士ゼロックスが稼いでいるという。

コダックも手をこまねいていたわけではないが、デジタル化の波の速さと価格の低下についていけなかった。富士フィルムへ理不尽な言いがかりをつけて提訴を繰り返したりして、新規事業への進出が遅れた。

さらに富士フィルムは次の成長分野として医薬品、化粧品に活路を見出そうとしている。毎年正月は樹木希林のコマーシャルを流しているが、今年は化粧品のコマーシャルだった。もちろんこの分野は資生堂など専門メーカーがひしめいている。そこへ新規参入するのは並大抵ではないだろう。

世の中に絶対ということと、永遠ということは存在しない。「わが巨人軍は永遠に不滅です。」と言って、引退したのは長嶋茂雄ですが、これはあり得ないことだ。

日本の家電メーカーは軒並み薄型テレビで赤字に陥っている。世界の市場を意識して多額の投資をしたが、想定以上の値下がりりと、円高のダブルパンチで韓国のサムスン電子やLGIに価格で勝てなくなっている。

アメリカのGE(ゼネラルエレクトリック)のCEOジャックウェルチはブラウン型テレビが日本のメーカーの参入により値下げ競争に入ると、さっさと自社のテレビ工場をフランスの家電メーカーに売却して、医療機器などの価格競争のない次なる成長分野へ資源と人材を集中させた。

かつて地球を支配していた恐竜も巨大隕石の落下によって天候不順によって滅んでしまった。

我々中小企業はどうだろう。時代は絶えず変わる。そうした中で会社を生き残らせるということは大変なことだ。先月号で書いた土木業や酒屋さんは、まさに嵐の中にいる。

我々はリーダーによってコダックにもなるし、富士フィルムにもなるのである。

“債権者取消権（詐害行為取消権）”

Aさん：ちょっと相談なんだけど……。実は、去年1月に、友人のBに500万円を貸して、最初は毎月4万円ずつきちんと返してもらっていたんだけど、今年になってから返済が滞ってきているんだ。

わたし：ええっ、担保も取らずに500万円も貸したの？借用証はあるんだろうね。

Aさん：ああ、そうなんだ。友達だからね。Bは年金暮らしで、宅地と建物以外に財産はないけど、それには担保がついていないから、まさかのときはそれを売ってもらって、それで払ってもらえばいいやと軽く思っていたんだ。借用証はもちろんもらっているよ。

わたし：うーん、一度Bの宅地と建物の登記簿謄本を法務局で取ってみたほうがいいよ。

（翌 日）

Aさん：大変だ！法務局でBの宅地と建物の登記簿謄本を取ってみたら、Bが今年の1月に、宅地と建物をBの妻Cに贈与して、Bの妻Cの所有名義になっていたよ。どうすればいいんだろ。

わたし：君がBに500万円貸したことをBの妻Cも知っているの？

Aさん：うん、知っているよ。Bの妻Cの目の前でお金を貸したからね。

わたし：じゃあ、方法があると思うよ。

Aさん：どうするの？

わたし：民法424条に債権者取消権（詐害行為取消権）という制度があってね。債権者Aは、債務者Bが債権者Aを害することを知ってした法律行為（ここでは贈与）を、その行為によって利益を受けた者（ここでは贈与を受けたBの妻C）がその行為（ここでは贈与）のとき債権者Aを害する事実を知っていたときは、その取消しを裁判所に請求することができるんだよ。具体的には、Aは、BC間の宅地と建物の贈与を取消してBからCへの所有権移転登記の抹消を裁判所に請求できるんだ。

Aさん：債権者取消権（詐害行為取消権）は訴えを起こしてしなければならないんだね。

わたし：そうだよ。債務者の一般財産は債権者の債権の最終的な引き当てになるものだから、債権者取消権（詐害行為取消権）は、要するに、債務者の一般財産を保全するために、これを不当に減少させる債務者の行為（詐害行為）の効力を否認して、債務者の財産から逸出したものを一般財産に取り戻すことを目的とする制度なんだ。だけど、後からこの制度を利用して債権保全の手間暇をかけるより、大きなお金を貸すときは、初めから不動産に抵当権等の物的担保を設定するか、連帯保証人等の人的担保を付けてもらうのが堅実だよな。

国民年金繰上げ支給損益分岐点

社会保険労務士

キャリアカウンセラー 田村 実

Q、老齢基礎年金（国民年金）を繰上げ受給すると将来にわたり減額されます。60歳から繰上げた場合と65歳から通常に受給した場合を比較すると、繰上げ受給が得をする年齢は何歳まででしょうか。

A、老齢基礎年金（国民年金）の受給額について繰上げが損か得かは、その人が何歳まで生きるかによって決まります。

5年間受給を繰上げて60歳から受給すると、繰上げによる減額率は、繰上げを開始した月から60歳到達月の前月までの月数（5年で60カ月）に0.5を乗じて30%になります。5年間にわたり70%相当額の年金を、本来の受取開始時点より前に受けとることができます。

一方65歳以降に受け取る年金も満額の7割となり、1カ月当たり30%分づつ損をすることになります。

先に受け取った5年分のメリットと、65歳以降減額されるデメリットを伴います。

例 65歳以降、繰上げ受給をしないで受け取れる、通常の年金額が月額6万円だった場合、損得の境目の年齢は何歳になるか

②繰上げ受給をすると65歳以降も月額30%の年金減額が発生します。月額6万円の年金額に30%の減額率を掛けた数字で、上記252万円の繰上げ受給によって得をした金額を割ってみると、得をする期間が計算できます。その期間を65歳にプラスすると得をする期間と損をする期間の境目の年齢が計算できます。

6万円×30%（減額率）＝1.8万円

252万円÷1.8万円＝140カ月（得をしていた期間）

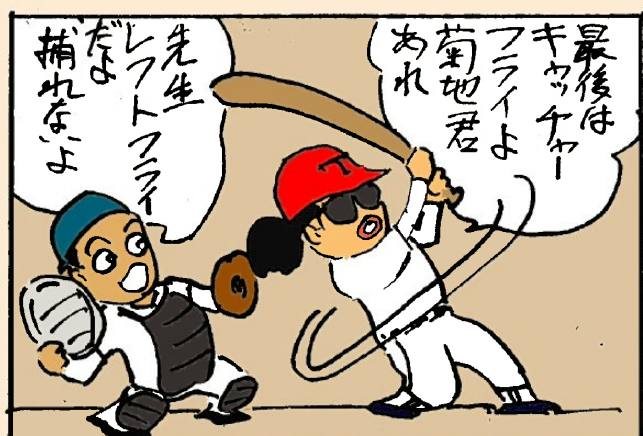
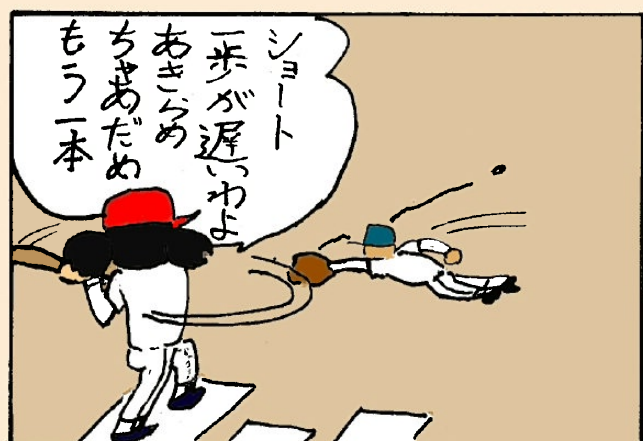
65歳＋140カ月＝76歳8カ月

76歳8カ月が、老齢基礎年金（国民年金）を60歳から繰上げ受給した場合の損得の境目となります。

①60歳から繰上げ受給することによって得をする年金額の計算

6万円－（6万円×30%減額率）×60カ月（60歳から65歳までの期間）＝252万円

花子32歳 おおばしう



～トレンドを読む～

担当 大場史郎

パート社員にも社会保険を

パート労働者の社会保険加入を拡大することになりました。今国会で法案が成立すれば、2013年からでも、施行される予定です。新しい適用基準は下記のとおりです。

- (1) 週所定労働時間が20 時間以上(現在は1日又は1週間の労働時間が正社員の概ね4分の3以上であること)
- (2) 賃金が月額98,000 円以上
- (3) 勤務期間が1年以上
- (4) 学生でないこと

この条件をすべて満たす人が対象になります。

ただし、従業員300人以下の中小零細企業は新適用基準を当面猶予されます。もし、この法律が施行されると、パートを貴重な戦力とするスーパーや飲食店は大きな影響を受けるでしょう。元々薄利の業界ですから、1人当たりの勤務時間の短縮などさまざまな抜け道が検討されるでしょう。

現在サラリーマンの妻は保険料の負担がなくても年金がもらえます。「第3号被保険者」なる制度が昭和61年にできたからです。自営業者や独身者からみると不平等な制度です。この制度の見直し、またフリーターなどの無年金者の増加に対応して、社会保障費を少しでも負担させようとするのが狙いです。ご存知のように社会保険料は労使折半で負担します。おおむね給与総額の4分の1を8分の1ずつ負担することになります。ですから企業はパートに総額1000万円を払っていれば125万円余分に負担が増えるということになります。

医療費控除の不思議

家族で払った医療費が10万円以上あると、その超える部分が確定申告をすることによって、所得から控除され、その結果納めた税金が還付されるのは、皆さんご存知でしょう。この制度はある意味不公平な制度です。

たとえば、家族の医療費が手術代など合わせて、110万円かかったとします。Aさんは所得合計が200万円とします。医療費控除を除いた所得控除額が100万円とします。

そうすると

(元々)所得合計200万円-所得控除額100万円=課税所得100万円
 所得税 5万円 住民税 10万円 (均等割りを除く、以下同様)
 (医療費控除後)

所得合計200万円-所得控除額200万円=課税所得0円 課税所得
 所得税 0円 住民税 0円

合計 15万円の戻り(住民税は6月以降払いますから、戻るのはなく減額される)

Bさんは所得合計が2000万円とします

(元々)所得合計2000万円-所得控除額100万円=課税所得1900万円
 所得税 480.4万円 住民税 190万円
 (医療費控除後)

所得合計2000万円-所得控除額200万円=課税所得1800万円

所得税 440.4万円 住民税 180万円

合計 50万円の戻り

所得の低い人ほど医療費の負担が重く感じるはずなのに、お金持ちほど多く戻る。なんとなく変な感じがしませんか。

元々医療費を税金で戻そうとするのが間違いで、高額医療費制度を充実させて、保険で戻せばいいのです。

税理士として当番で無料相談に行きますが、医療費の領収書をいっぱい持ってこられて、年金や給与の源泉徴収票を見ると引かれた税金が0円の方がおられます。

「おばあさん、気の毒だけど税金が0円だから、戻んのんよ」と言わざるを得ないのです。本来こういう人ほど戻すべきではないかと思います。



税務 居住用不動産の買い換え

担当: 宗盛早織

23年中に住んでいたマイホームを買い換えたり、売却された方もいらっしゃると思います。土地・建物を売却されると、譲渡所得の申告が必要になります。そこで、マイホーム(居住用財産)を売却した時の税金を計算するうえで有利になる特例についてまとめてみます。

個人である所有者自身が住んでいたマイホーム(現に住んでいるか、住まなくなってから3年目の年末まで)のことを税務上では「居住用財産」といいますが、これを譲渡したときには、条件に応じて各種の特例が用意されています。譲渡によって利益が生じた場合には「居住用財産を売却した場合の3,000万円の特別控除の特例」「所有期間が10年超の居住用財産を売却した場合の軽減税率の特例」「特定の居住用財産を売却した場合の買換えの特例」「相続等により取得した居住用財産の買換えの特例」があり、逆に譲渡によって損失が生じた場合には「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」があります。

居住用財産を譲渡(売却)した場合の特例

	所有期間		
譲渡による利益あり	10年超	買換える	特定の居住用財産の買換えの特例 または 相続等により取得した居住用財産の買換えの特例
		買換えない(買換え特例を使わない)	3,000万円の特別控除&軽減税率の特例(課税譲渡所得6000万円以下 14%(所得税10%+住民税4%))
	5年を超え10年以下	3,000万円の特別控除の特例 控除しきれない利益について、長期譲渡所得の一般税率 (20%: 所得税15%+住民税5%)	
	5年以下	3,000万円の特別控除の特例 控除しきれない利益について、短期譲渡所得の一般税率 (39%: 所得税30%+住民税9%)	
譲渡による損失あり	5年超	買換える	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算(その年の給与所得等の所得から控除できる)および繰越控除の特例
		買換えない	特定居住用財産の譲渡損失(ローン残高>売却価額の場合)の損益通算 および繰越控除の特例
	5年以下	適用される特例はありません	

これから、自宅の売却や買い換えを検討されている方は、上記の特例の条件に当てはまるかどうかご確認の上、有利に売却できると思います。ご相談ください。

税務 寄付金・義援金を支払われた方の寄付金控除

担当: 宮本佳依

平成23年3月11日から平成25年12月31日までの間に支出した、東日本大震災に係る寄付金・義援金について、寄付金控除の控除対象限度額が、総所得金額等の80%相当額とされました。

(震災関連寄付金以外の特定寄付金 + 震災関連寄付金) - 2千円 = 寄付金控除額

(注) 震災関連寄付金以外の特定寄付金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。

震災関連寄付金以外の特定寄付金の額と震災関連寄付金の額の合計額は、所得金額の80%相当額が限度です。

また、認定NPO法人(寄付金の募集に際し、国税局長の確認を受けたものに限る)及び社会福祉法人中央共同募金会に対して支出した震災関連寄付金のうち被災者の支援活動に必要な資金に充てられるものについて、その寄付金の額が2千円を超える場合には、寄付金控除との選択により、その超える金額の40%相当額をその年分の所得税額から控除することとされました。

(特定震災指定寄付金 - 2千円) × 40% = 特定震災指定寄付金特別控除額

(注) 特定震災指定寄付金の額の合計額は、所得金額の80%相当額が限度です。

ただし、その年中に「特定震災指定寄付金以外の寄付金の額」がある場合には、所得金額の80%相当額から特定震災指定寄付金以外の寄付金の額を控除した残額が限度となります。

税務 消費税法改正のお知らせ

～平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます～

担当:春木円加

1. 「95%ルール」の適用要件の見直し

(制度の概要)

一般課税により申告を行う事業者のうち、当課税期間における課税売上割合が95%以上の事業者は、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額の**全額**を控除することができるとされていました。

平成24年4月1日以後に開始する課税期間からは、当課税期間における**課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下※の場合にのみ全額を控除することができると**されます。

したがって、当課税期間における課税売上高が5億円超※の場合、又は課税売上割合が95%未満の場合には、仕入控除税額の計算を個別対応方式若しくは一括比例配分方式のいずれかにより行うこととなります(※課税仕入れ等に係る消費税額の全額を控除することはできません)。

※ 当課税期間が1年に満たない場合には、当課税期間の課税売上高を当課税期間の月数で除し、これに12を乗じて算出した金額(年換算した金額)で判定します。

(適用開始時期)

この改正は、**平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用**されます。したがって、個人事業者は平成25年分から、事業年度が1年である法人については平成25年3月末決算分から適用されます。

2. 「消費税の還付申告に関する明細書」の添付義務化

(制度の概要)

平成24年4月1日以後、控除不足還付税額のある還付申告書※を提出する場合、「消費税の還付申告に関する明細書」を添付しなければならないこととされました。

「消費税の還付申告に関する明細書」は、これまで還付申告書に添付することとされていた「仕入控除税額に関する明細書」の記載事項に加え、課税資産の譲渡や輸出取引に係る項目等について記載することとされています。

※ 控除不足還付税額がない申告書(中間納付還付税額のみをの還付申告書)には添付する必要はありません。

(適用開始時期)

平成24年4月1日以後に提出する還付申告書から添付する必要があります。

税務 不動産を取得したら・・・

担当:吉村千花子

不動産取得税とは、不動産(土地・家屋)を取得したときに一度だけかかる税金です。

この税金は、不動産の売買、贈与、交換、建築(新築・増築・改築)などによって不動産の所有権を取得することにかかります。ただし、**相続による不動産の取得は非課税となるため**、不動産取得税はかかりません。

不動産取得税 = 不動産の価格(課税標準額) × 税率 4%(土地及び住宅は平成24年3月31日まで3%)

→ 不動産の価格…購入額や建築費用ではなく、不動産取得時の固定資産課税台帳に登録されている価格をいいます。

不動産取得税は下記のような場合軽減されます。

①延べ床面積が50㎡以上240㎡以下である住宅を新築した場合、また一区画当たりの延べ床面積が40㎡以上240㎡以下である賃貸用のアパート・マンションを新築した場合には、一戸・一区画につき1,200万円が価格から控除されます。

②さらに土地を購入して住宅を新築した場合、土地を取得した日から3年以内(土地の取得が平成24年3月31日までの取得の場合)に①の用件の住宅を新築した場合も軽減があります。

不動産取得税 = (土地の価格 × 1/2) × 3% - 軽減される額

→ 軽減される額…AとBのいずれか高い方の額

A 45,000円

B 土地の1㎡あたりの価格(★) × 住宅の床面積の2倍(200㎡限度) × 3%

★…宅地は価格を2分の1した後の額によります。

③また、中古住宅を取得した場合もその住宅に取得者自身が住むことなどを要件に、その住宅の新築年月日より、350万円～1200万円の軽減があります。

不動産を取得した場合は取得日から60日以内に不動産取得申告書を不動産所在地の市役所・町村役場または管轄の県税事務所に提出してください。提出しないと上記のような不動産取得税の軽減措置、課税免除等の適用が受けられない場合があります。

パソコン メール編

メールの署名

送信するメッセージに、予め用意した会社名・氏名・住所・電話番号・FAX番号などの署名を付けることができます。Outlook Express を例に見てみましょう。

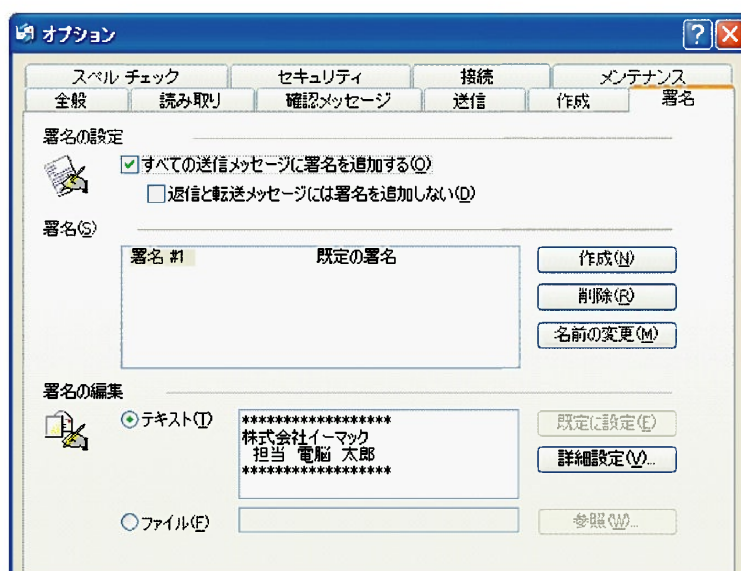
【署名の作成】

(1)メニューバーの[ツール(T)]→[オプション(O)…]を選び、オプション画面を開いて、[署名]タブを選択します。

(2)[作成(N)]ボタンを押すと、「署名 #1」という名前で署名が作成されます。

(3)「署名の編集」の「テキスト(T)」欄に署名の内容を入力します。

(4)[OK]ボタンを押してオプション画面を閉じます。



【署名の挿入】

メールの作成で新しいメッセージを作成し、メッセージの本文を入力する状態で[挿入(I)]メニューから[署名(S)]を選ぶと署名を挿入できます。

※上記の画面で「すべての送信メッセージに署名を追加する(O)」にチェックを付けておくと、新しいメッセージを作成したときに本文に署名が自動に挿入されます。

【その他のメールソフト】

・「Windows メール」(Vista)、「Windows Live メール」の場合も、メニューバーから[ツール(T)]→[オプション(O)…]を選び、オプション画面が表示して、[署名]タブを選択します。

・「Windows Live メール2011」の場合は、画面左上のメニューボタンから[オプション(O)]→[メール(M)…]を選び、オプション画面を表示して、[署名]タブを選択します。

・「Outlook (2007)」の場合は、メニューバーから[ツール(T)]→[オプション(O)…]を選び、オプション画面を表示して、[メール形式]タブの[署名(G)…]ボタンを押します。

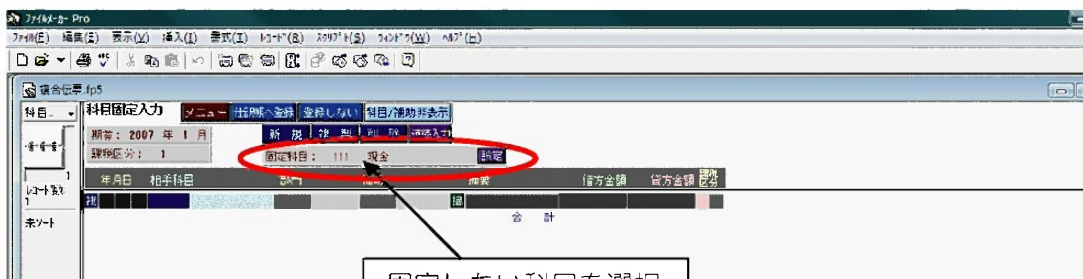
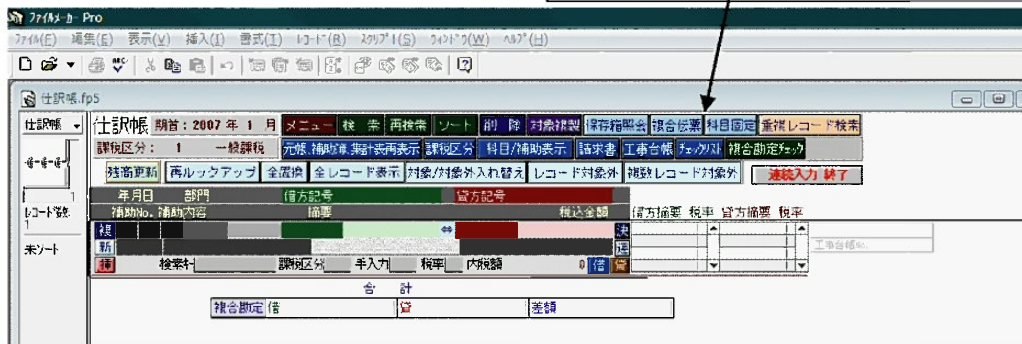
☆ シンプルスピード裏技★

担当:宗盛早織

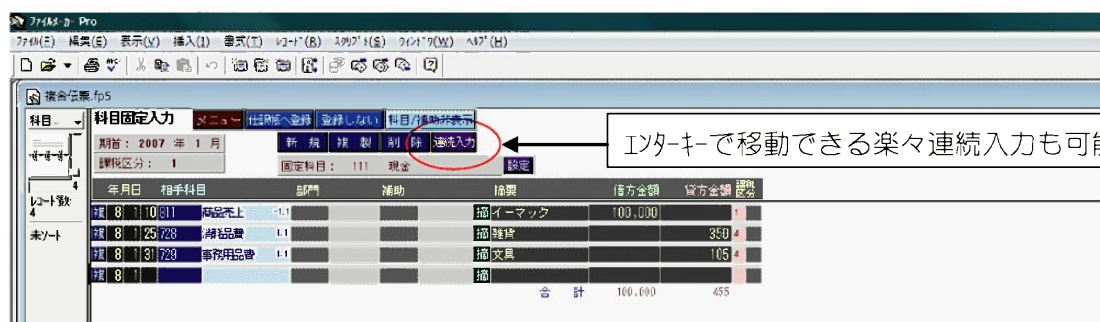
「科目固定で現金出納簿感覚 入力！」

現金や預金を入力するとき、通常の仕訳帳では貸方・借方両方の科目を入力しなくてははいけません。現金出納簿や通帳のように、決まった科目を入力する場合、科目を固定して入力する方法があります。

仕訳帳の上段の『科目固定』をクリック



固定したい科目を選択



インターキーで移動できる楽々連続入力も可能です

入力が完了したら『仕訳帳へ登録』ボタンで仕訳帳に書き込みます。

※このボタンを押さないと、仕訳帳には記載されません。お忘れなく！

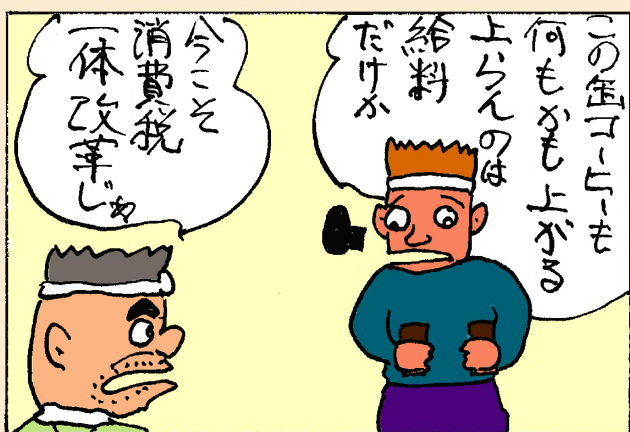
大工のゲンさん家Ⅱ

帰ってきた大工のゲンさん

消費税一体革命



おおばらう



事務所からのお知らせ

宮本佳依

◆不動産所得がある方へ、税務署からのお尋ね

不動産所得がある方を対象に、1月下旬頃から税務署より「平成23年分所得税の確定申告について」という封書が届いているかと思います。

これは、昨年行われた税務調査の結果、誤りの多かった点についての見直しと確認のために送られているものです。

平成22年分の申告に誤りがあるという事ではございませんので、ご安心ください。

◆平成23年分確定申告受付開始

所得税の確定申告の受付は、平成24年2月16日(木)から3月15日(木)までです。還付申告は1月1日から可能です。

確定申告の必要がある方で、まだ必要書類等の準備をされていない方は、お早めをお願い致します。

不明な点がありましたら、担当者までお問い合わせください。



編集後記

テニスの全豪オープンで日本人男子では80年ぶりにベスト8に進出した錦織圭選手。帰国後の記者会見で彼が話した「いつかはランキングトップ10に入りたい。2～3年後にはグランドスラムで優勝したい」という言葉が印象的でした。この会見の数日前に行われた、ダルビッシュ有投手が退団会見で話した「世界中の誰もが、ナンバーワン・ピッチャーはダルビッシュだと言ってもらえる、そういうピッチャーになりたい」という言葉と少し重なりました。若い選手が世界のトップを目指して頑張る姿を見るのはとてもすがすがしいものです。

東日本大震災から間もなく1年。この1年の間に日本では例年になく悲しいニュースと頑張っていこうというニュースが流れました。全国のような地域の人々が東北に向けていろんなメッセージを寄りました。みんな同じ方向に向かっていこうとする姿が見えたような気がします。

今年は4年に一度のオリンピックイヤーです。キラキラ輝く選手たちがたくさん登場することでしょう。日本の代表として世界で活躍する選手。その選手たちを応援する私たち。今年は震災があった昨年とは違った繋がりが日本各地で見られるような気がして楽しみです。

春木円加